

I 第8次美幌町社会教育中期計画の概要

1. 計画策定の意義
2. 本町社会教育の現状と問題
3. 計画策定に向けた取組
4. 計画の名称と推進期間
5. 計画の推進目標
6. 計画の構成
7. 計画の位置付け
8. 持続可能な開発目標（SDG s）の達成に向けた取組の推進

一
本計画の概要

二
具体的取組

三
情報提供

＜
学習環境

＜
取組経過

資料編

1. 計画策定の意義

水多き大いなるところ「ピ・ポロ」。

先人たちは、たくさんの清らかな川に恵まれたこの場所を「ピ・ポロ」と呼び、暮らしの中に息づく美幌川・網走川の豊かな水と恵まれた自然の中で美幌町は発展してきました。

美幌町教育委員会では、平成28年度に「第7次美幌町社会教育中期計画」（以下、「第7次計画」という。）を策定し、社会教育関係各課※（以下、「各課」という。）が「第6期美幌町総合計画」（平成28年度～令和8年度）において定められている基本目標「夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり」と「美幌町教育目標」実現のため、「美幌町教育大綱」に示している基本方針に沿った具体的な取組内容を定め、令和3年度までの6か年にわたり推進してまいりました。

この間社会環境は目まぐるしく変貌し、多様化・複雑化する現代社会に対応するために住民が持つ多様な学習ニーズの実現やこうした社会を生き抜くために必要となる学習の提供など、社会教育行政としてこれらの諸問題解決に向けた取組が引き続き必要となっています。

この度策定いたしました「第8次美幌町社会教育中期計画」（以下、「本計画」という。）は、第7次計画の成果や課題、さらに第7次計画推進期間中に新たに取り組む必要が出てきた事項について検証し、引き続き「第6期美幌町総合計画」や「美幌町教育大綱」の内容を踏まえつつ、時代の変化を的確にとらえ、学校・家庭・地域等あらゆる力を結集して本町社会教育行政のより一層の充実・発展に資するため、令和4年度からの6か年において推進すべき内容を取りまとめたものです。

2. 本町社会教育の現状と問題

第7次計画において定めた3つの推進目標に対する取組については、各年度の事業推進によりどの程度効果を上げてきたのか、美幌町社会教育委員13名が毎年評価してきました。これは行政がそれぞれの推進目標に対して作成する主要事業の評価（各課の行政評価）や社会教育委員による事業視察の結果をもとに、社会教育行政の取組を客観的に評価するものであり、毎年実施してきた単年度評価を積み上げまとめたものを本計画の基礎資料としています。

第7次計画における3つの推進目標に対する平成28年度から令和2年度までの5年間の取組に対する現状と問題点を、社会教育委員からの評価をもとに次のとおり整理しました。

※社会教育関係各課：社会教育・スポーツ振興・博物館・図書館の4課を指す。

(1) 子どもたちの個性や才能を認め合い、生きる力・生きる知恵、郷土愛を育みたい！

子どもたちの協調性や社会性、基本的生活習慣を高め、自分たちの「夢」を実現させていくことを目標に設定したものです。

現 状	・住民のニーズをとらえた取り組みを行うことができている ・美幌の子どもたちの文化・スポーツにおける活躍から、郷土愛を感じ取ることができている
問題点	・事業や取組に参加できない（参加しない）人のための取組 ・子どもの創造性を大切に学習環境の整備 ・スポーツや文化活動における指導者の不足

(2) 人と人とのつながりを深めたい！

情報技術の急速な発展に伴いコミュニケーションの形態が変化し、直接的なコミュニケーションが不足している中、つながりの重要性を認識し仲間をつくり課題解決を図っていくが必要であるとして設定したものです。

現 状	・活動内容等工夫を凝らし、多岐にわたり事業展開がされている ・町民参加の事業が増えていることが評価できる
問題点	・家庭における「3世代」の重要性と異世代のつながり ・高校生を中心とした若者のコミュニケーション能力の向上 ・多様なニーズに対応したつながりづくり ・中・長期的に信頼関係を築いていけるような事業展開

(3) 一人ひとりの力を引き出し、活躍の場を広げたい！

一人ひとりの学びの意欲を高めていくとともに、様々な取組にチャレンジしていくことでいきいきと輝くことができる機会を広げていく必要があるとして設定したものです。

現 状	・各課における取組自体は評価できる ・特にスポーツの分野は子どもたちの活躍が見受けられる
問題点	・活動を支える指導者の育成、人材発掘 ・障がいの有無や国籍などにとらわれない誰もが学習できる環境づくり ・子どもから社会に出るまで一貫した学びを提供すること

3. 計画策定に向けた取組

本町では、社会の変化と地域住民の持つ要求課題に対応するため、各課における取組を中長期的な視点で推進する必要があることから、昭和61年度から5～6か年ごとに社会教育中期計画を策定し、行政指針として様々な取組を展開しています。

本計画の策定は平成31（令和1）年度から令和2年度にかけて社会教育法に基づく社会教育委員の研究調査として学習に取り組むところから始まり、第7次計画の成果や課題、またこれまで行ってきた事業視察を含めた評価をもとに美幌町における教育活動の現状と問題点、さらにはあらゆる人々が学習の機会を得て活躍していける場を創出していくという観点から、社会教育委員それぞれが思いを率直に出し合い、今後6年間重点的に推進すべき項目について議論しながら令和3年3月に本計画の推進目標を決定しました。

令和3年7月からは、決定した推進目標をもとに各課が具体的な取組を検討するために、社会教育委員（13名）に社会教育活動奨励員・スポーツ推進委員・博物館協議会委員・図書館協議会委員（各2名）を加えた合計21名で「第8次美幌町社会教育中期計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）を組織し、計画策定に向けた議論を開始しました。策定委員会では3つの推進目標に基づく各課協議（部会）を重視して策定作業を取り進め、各課の具体的な取組を定めました。

4. 計画の名称と推進期間

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| ●計画の名称 | 第8次美幌町社会教育中期計画 |
| ●計画の推進期間 | 2022年度～2027年度（6年間）
（令和4年度～令和9年度） |

本計画は6年間の推進期間とし、推進目標実現のために各課において単年度事業計画を立案し推進していきます。事業計画の立案にあたっては、計画期間中における社会情勢の変化等も考慮して、柔軟な取組で対応していくことを想定します。

「第6期美幌町総合計画」と「美幌町教育大綱」に基づき、「美幌町教育目標」実現のため中長期的な観点から、町民の皆様とともに本計画に定める取組を推進してまいります。

5. 計画の推進目標

本計画の推進目標は、令和2年度社会教育委員の研究調査において社会教育委員13名の総意により決定した次の3項目です。第7次計画で6年間取組を進めてきた推進目標については評価をもとにして全て見直し、新たな推進目標を設定して計画を推進していくこととしました。

また、「町民の皆様にも理解されやすいものに」との共通認識に立った中で社会教育行政を推進していくことを意識し、推進目標3項目については短く平易な言葉でまとめています。

【3つの推進目標】

- | | |
|-------|---------------|
| 推進目標1 | 未来と夢を創る人を育てる |
| 推進目標2 | ふるさとの魅力を受信・発信 |
| 推進目標3 | 多様性を尊重した学び |

6. 計画の構成

本計画は、大きく次の2項目により構成しています。

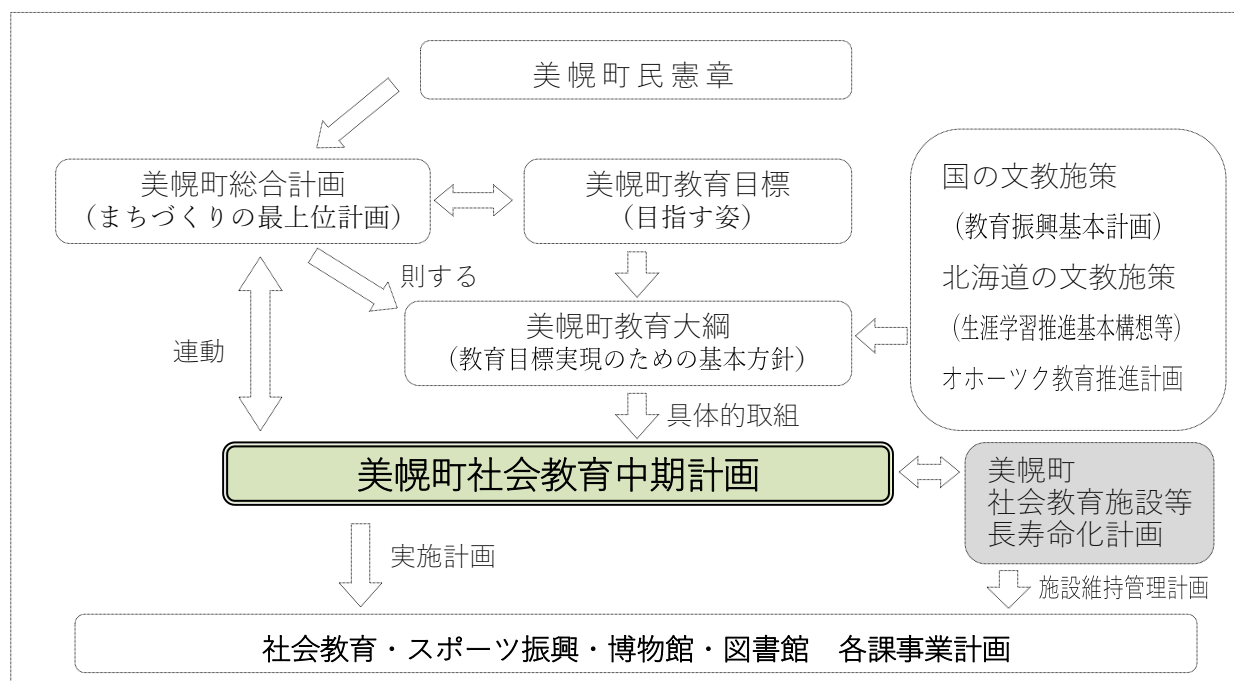
(1) 本計画の核となる3つの推進目標に基づく各課の取組

美幌町教育目標実現のため、「第6期美幌町総合計画」や「美幌町教育大綱」に基づき、中長期的な社会教育行政推進の観点から各課における具体的取組を定めています。

(2) 各課の取組を支える学習基盤

各課の取組を支える学習基盤として、第7次計画に引き続き「情報提供」と「学習環境」の2項目を柱とし、町民にわかりやすくニーズに応じた基盤整備の方策を定めています。

7. 計画の位置づけ



8. 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられている17のゴールと169のターゲットのことを言います。SDGs採択前に取り組まれていたMDGs（ミレニアム開発目標）が主に発展途上国における取組であったことに対し、SDGsは先進国を含むすべての国々の取組目標を定めており、全世界共通の目標として貧困の撲滅など誰一人取り残さない包摂的な世界の実現を目指すことが理念として掲げられています。

本計画で定める各課の取組については、国際社会全体で取り組むこととされている「SDGs」において掲げられている理念を取り入れながら推進してまいります。

持続可能な開発目標（SDGs）17 項目の目標と具体的内容

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(https://www.un.org/ja/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/ より)

	1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	2. 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する		8. 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する		14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的（※）かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する		16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする		17. パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する		12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する		

(<https://imacocollabo.or.jp/about-sdgs> より)